



令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)申告書の手引と控

申告期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

郵送での提出にご協力をお願いします。

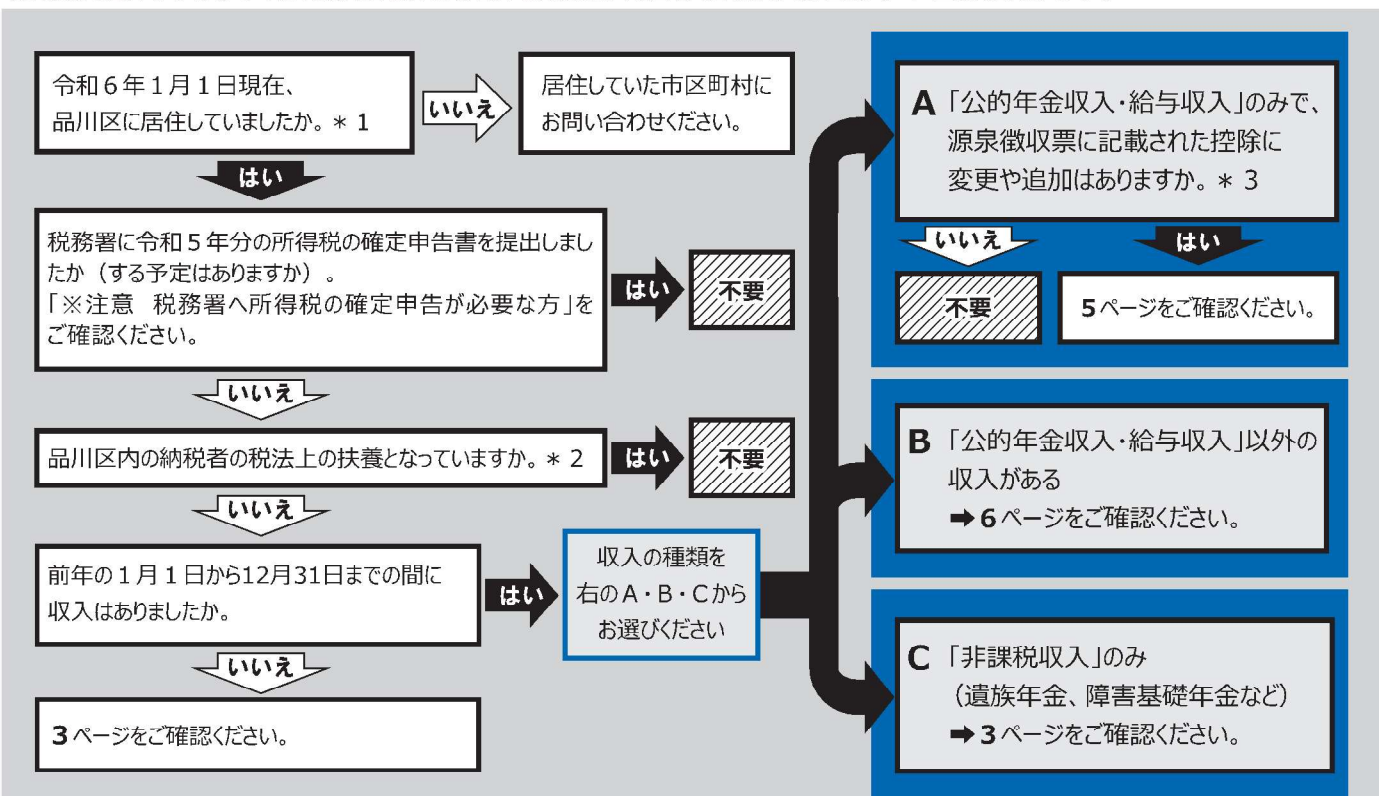
既に確定申告書を提出済または提出される方については、この申告書の提出は必要ありません。

○特別区民税・都民税(住民税)申告書とは…その年の1月1日現在に住所がある区市町村で、昨年この申告書を提出した方や特別区民税・都民税の申告が必要と思われる方などにお送りしています(所得税の申告書「確定申告書」ではありません)。

「令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)申告書」提出の要否は、下図でご確認ください。

下記のフローチャートで「不要」に該当した方は住民税の申告は必要ありません。

※被扶養者の収入・所得が記載された非課税証明書が必要な場合は、申告が必要です。



* 1…品川区に住民登録があり、海外や他区市町村に実際に住んでいる方は、3ページの「前年中収入がなかった方」をご確認ください。

* 2…品川区内の納税者があなたを控除対象配偶者・同一生計配偶者または被扶養者として申告しているかを指します。

* 3…勤務先が品川区に給与支払報告書を提出していない場合（勤務先にご確認ください）は住民税の申告書が郵送されることがあります。

※注意 税務署へ所得税の確定申告が必要な方

次のような場合で所得税を納付したり、還付を受けるためには確定申告が必要です。

- ① 事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得やその他の所得がある方
- ② 土地や建物などを売却した方
- ③ 給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ④ 給与所得者で給与所得以外の所得が20万円を超える方（給与所得以外の所得が20万円以下の方は特別区民税・都民税の申告が必要です。）
- ⑤ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑥ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- ⑦ 医療費・住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方
- ⑧ 年の途中で退職した方やパート・アルバイトの方などで勤務先の会社で年末調整を受けていない方は、確定申告をすることで還付を受けることができる場合があります。

ご注意ください

1. 申告が必要な方が申告をしないと、「納税・課税・非課税証明書」の発行等ができません。
2. 申告期間を過ぎて提出されると、住民税の税額決定が遅れ、各種行政サービスの利用・算定等に影響が生じます。
 - ①国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度
 - ②各種児童関連手当
 - ③教育（就学援助）・高齢者福祉・障害者福祉・保育等

問い合わせ先：品川区役所 税務課 課税担当 TEL(03)3777-1111(代表) FAX(03)5742-7108

申告書の記入例

【表面】

品川区長 あて

〒140-0005

東京都品川区

広町2丁目1番36号

品川 太郎 様

令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)申告書
(令和5年中の所得・控除にかかる申告)

令和6年 2月 24日提出

6年1月1日
の住所 品川区広町2丁目1番36号

現在
の住所 **同上**

フリガナ	シナガワ タロウ
氏 名	 品川 太郎
生年月日	明・大 昭 平・令 28 ・12・16
個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 (TEL)	090 (1234) 5678

整理 番号	
----------	--

所得のない人・雇用保険・遺族年金・障害基礎年金・生活扶助を受けていた人は裏面⑨おたずね欄に記入してください。

① 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
	業	業	イ	円	
	不	動	産	ウ	円
	利	子	工	円	
	配	当	オ	円	
	収入の記入方法は5~6ページへ				
	雑	務	シ	円	
	その他	ケ	円		
	総合譲渡	期	コ	円	
	一	時	サ	円	
② 所得金額	事業	営業等	①	円	
	業	業	②	円	
	不	動	産	③	円
	利	子	④	円	
	配	当	⑤	円	
	給	与	⑥	円	
	公的年金等	⑦	円		
	その他	⑦	円		
	総合譲渡・一時	⑧	円		
	合計(区事務処理欄)	⑨	円		
④ 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	円		
	医療費控除	⑪	円		
	社会保険料控除	⑫	円		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	円		
	生命保険料控除	⑭	円		
	地震保険料控除	⑮	円		
	寡婦・ひとり親控除	⑯	円		
	勤労学生・障害者控除	⑰	円		
	配偶者控除	⑱	円		
	配偶者特別控除	⑲	円		
扶養控除	⑳	円			
基礎控除	㉑	円			
合計	㉒	円			

③ 所得控除	雑損控除 (証明書を提出)	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損 害 金 額	保 険 金 等 補 填 金 額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	⑪ 医療費控除 (証明書を提出)	医療費	特定一般用医薬品等購入費	A.支払った費用
	明細書を提出 ※領収書不可			B.保険金などで補填される金額
	⑫ 所得控除・本人控除の記入方法は7~8ページへ			
	⑬ 医療費控除の記入方法は10~11ページへ			
	⑭ 小規模企業共済等掛金控除(証明書を提出)			
	⑮ 地震保険料控除(証明書を提出)	地震保険料控除額	源泉徴収票の地震保険料控除額	
	⑯ 寡婦控除(発生年月日)	寡婦控除額	源泉徴収票の寡婦控除額	
	⑰ 勤労学生控除(証明書を提出)	勤労学生控除額	源泉徴収票の勤労学生控除額	
④ 所得から差し引かれる金額	本人控除	本人控除額	源泉徴収票の本人控除額	
	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者控除額	源泉徴収票の配偶者控除額	
	扶養控除	扶養控除額	源泉徴収票の扶養控除額	
	基礎控除	基礎控除額	源泉徴収票の基礎控除額	
	雑損控除	雑損控除額	源泉徴収票の雑損控除額	
	医療費控除	医療費控除額	源泉徴収票の医療費控除額	
	社会保険料控除	社会保険料控除額	源泉徴収票の社会保険料控除額	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除額	源泉徴収票の小規模企業共済等掛金控除額	
	生命保険料控除	生命保険料控除額	源泉徴収票の生命保険料控除額	
	地震保険料控除	地震保険料控除額	源泉徴収票の地震保険料控除額	

※ の欄は記入不要です。

⑤ 寄附金に関する事項(受領証等原本を提出)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)

※ふるさと納税

東京都共同募金会・日本赤十字社東京支部

・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)

条 例 指 定 分

東 京 都

品 川 区

⑥ 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

⑦ 所得金額調整控除に関する事項(給与収入が850万円を超える人が対象)

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

氏 名 続柄 生 年 月 日 特別障害者 級 度 個人番号

令和6年度税制改正について

- ・ 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る所得税との課税方式の一致
- ・ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
- ・ 森林環境税(国税)の開始



品川区ホームページ

申告書の記入例（前年中収入がなかった方 および 非課税収入のみの方）

1. 申告書裏面「⑨おたずね欄」該当番号横の□に✓をしてください。
1～4に該当がない場合には、「5.その他」欄に昨年中の生活状況を記入してください。

☒ 1. 下記の人から扶養または援助を受けていた。電話 ××××-××-××××
氏名 大井 正夫 続柄 父 住所 神奈川県××××××××××

☐ 2. 下記(○で囲んでください)を受給していた。
障害基礎年金・遺族年金・傷病年金・雇用保険(失業等給付・育児休業給付他)・労災保険・生活保護(生活扶助)
その他() 期間 令和5年 月 から 月 まで 受給額 円

☐ 3. 海外に居住していた。(海外に居住していたことが証明できる書類(パスポートの写し等)を提出してください。)
期間 年 月 から 年 月 まで 国名: 滞在目的: 仕事・留学・その他()

☐ 4. 預貯金で生活していた。

☐ 5. その他(1～4のいずれにも該当しない方は令和5年中の生活手段について具体的に記入してください。)

※「3. 海外に居住していた」の項目について
出国届を提出せずに海外へ転出した場合、住民票が残っているため区内に居住しているものと判断し、特別区民税・都民税申告書を郵送しております。
賦課期日をまたいで1年以上海外で居住していることの確認がとれた場合、課税を取り消すことは可能ですが、1年以上出国をされる場合は、出来るだけ住民票の転出の届出手続きをお願いします。
なお、賦課期日をまたいで出国しているが、出国の期間、目的、出国中の居住の状況等から総合的に判断し、単に旅行にすぎないと認められる場合には、出国中であっても、その出国前の住所があるものとして住民税が課税されることもあります。
申告書の該当項目に記入するとともに、海外に居住していたことが証明できる書類（パスポートの写し等）を提出してください。

2. 本人控除に該当する場合や扶養親族がいる場合は、表面もご記入ください。
非課税証明書への記載や扶養者の非課税判定に必要な情報となります。

本人控除	⑯ 寡婦控除 (発生日 年 月 日 死別・離婚・生死不明・未帰還)	☒ ひとり親控除	⑰ 勤労学生控除 (証明書写しを提出)
	⑱ 障害者控除 (障害者手帳等の写しを提出) 身・愛・精・介・他	級 度	(学校名)

扶養親族	1	大井 豊	子	明・大・昭・平	身・愛・精・介・他	同居	〇〇市〇〇町	国外
		個人番号	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	3 級 度	別居	1 番 地 2 3	

扶養親族	1	大井 二葉	子	平成・令和	身・愛・精・介・他	同居	国外
		個人番号	2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2	2 7 ・ 1 2 ・ 8 級 度	別居	

申告方法

提出先：〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号
品川区役所 税務課 課税担当

1 郵送で提出

同封の返信用封筒に、必要事項を記入した申告書と提出書類を入れて郵送してください。
※提出書類は申告書に貼らずに同封してください。
※提出書類と申告書は必ずひとつの封筒に入れてお送りください。提出書類が多く、返信用封筒に入りきらない場合は、ご自身で大きいサイズの封筒をご用意ください。
※申告書の控えの受領確認が必要な方は4ページをご確認ください。

2 区役所で提出

※地域センター、サービスコーナーでは申告できません。
※申告期間中(2/16～3/15)は区役所本庁舎4階税務課フロアに申告受付会場を設置します。
※日曜開庁日は申告受付期間中のみ申告できます。
※日時の予約は対応しておりません。例年混雑により長時間お待たせしていることから、郵送での提出にご協力をお願いします。

〇特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税税額決定通知について

申告に基づいて課税された「普通徴収」「年金特別徴収」の特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書は6月中旬に各個人宛にお送りします。(「給与特別徴収」の特別区民税・都民税・森林環境税税額決定通知書は5月中旬に事業所を通じてお送りします。)なお、非課税の方には、納税通知書等を送付していません。

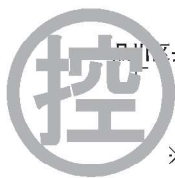
3 申告に必要なもの

- 前年の所得金額が分かるもの(給与所得者または年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票(収入金額がわかるもの))
- 事業所得者やその他の所得者は、決算書等、帳簿類(収入金額や必要経費がわかるもの)
- 各種所得控除に必要な証明書、明細書等
⇒7～8ページにある該当する所得控除をご参照ください。
- 本人確認できる書類
- 個人番号が確認できる書類 ※1

代理の方が申告を行う場合は申告書に委任状を添え、代理の方の本人確認ができるもの(下図)をご提示ください。

本人確認	区から送付した宛名等印字済の申告書
	ホームページから個人で印刷した宛名等未印字の申告書に加えて 個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カード等 (保険証(※2)・キャッシュカード・クレジットカード・診察券等の 顔写真が無いものは2点)

- ※1 個人番号(マイナンバー)確認書類の提示等が困難な場合、これに代えて、区が住民基本台帳を確認します。
※2 保険証の写しを送付する際は、記号・番号が見えないようマスキング処理(黒塗り)をお願いします。



令和6年度 特別区民税・都民税(住民税) 申告書
(令和5年中の所得・控除にかかる申告)

年 月 日 提出

表面

区長 へ

※控えが必要な場合は転記してください。

郵送で申告する方で、この控えの受領確認が必要な方は申告書と同じ内容を書き、返信用封筒(住所・宛名を記入し切手を貼付したもの)を同封してください。これらが同封されている場合に限りご返送いたします。

6年1月1日
の住所

現在の住所
(同上)

フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令
個人番号 (マイナンバー)	
電話番号 (TEL)	

税型
番号

所得のない人・雇用保険・遺族年金・障害基礎年金・生活扶助を受けていた人は裏面⑨おたずね欄に記入してください。

① 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農	業	イ	円
	不動産	ウ	円	
	利子	エ	円	
	配当	オ	円	
	給与	カ	円	
	公的年金等	キ	円	
	雑業	ク	円	
	その他	ケ	円	
	総合課税	短期	コ	円
長期	サ	円		
一時	シ	円		
② 所得金額	事業	営業等	①	円
	農	業	②	円
	不動産	③	円	
	利子	④	円	
	配当	⑤	円	
	給与	⑥	円	
	公的年金等	⑦	円	
	雑業	⑦	円	
	その他	⑦	円	
	総合課税・一時	⑧	円	
④ 所得から差し引かれる金額	合計(区事務処理欄)	⑨	円	
	雑損控除	⑩	円	
	医療費控除	⑪	円	
	社会保険料控除	⑫	円	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	円	
	生命保険料控除	⑭	円	
	地震保険料控除	⑮	円	
	寡婦・ひとり親控除	⑯	円	
	勤労学生・障害者控除	⑰	円	
	配偶者控除	⑱	円	
配偶者特別控除	⑲	円		
扶養控除	⑳	円		
基礎控除	㉑	円		
合計	㉒	円		

※ の欄は記入不要です。

⑤ 寄附金に関する事項(受領証等原本を提出)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	
※ふるさと納税	円
東京都共同募金会・日本赤十字社東京支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	円
条 例 指 定 分	円
品 川 区	円

⑥ 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法
☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

③ 雑損控除 (証明書を提出)	損害の発生	損害の年月日	損害を受けた資産の種類
	損害の種類	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	損害の金額	円	円
	⑪ 医療費控除 ※併用不可	医療費 特定一般用医薬品等購入費	A. 支払った費用 B. 保険金などで補填される金額
	⑫ 社会保険料控除 A・Bには源泉徴収票 未記載の分を記入	A. 健康保険・医療保険・介護保険支払額 B. 国民年金支払額(証明書を原本を提出)	C. 源泉徴収票記載額
	⑬ 小規模企業共済等掛金控除(証明書を原本を提出)		円
	⑭ 生命保険料控除 (証明書を原本を提出)	新一般生命保険料支払額 新個人年金保険料支払額 介護医療保険料支払額	円 円 円
	⑮ 地震保険料控除 (証明書を原本を提出)	旧一般生命保険料支払額 旧個人年金保険料支払額 源泉徴収票の生命保険料控除額	円 円 円
	⑯ 寡婦・ひとり親控除 (発生口 年 月 日 死亡・離婚・生死不明・未帰還)	⑰ 障害者控除(障害者手帳等の写しを提出)	⑱ 勤労学生控除(証明書を提出)
	⑲ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 給与収入 円	⑳ 障害者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
④ 所得から差し引かれる金額	氏 名 続柄 生 年 月 日	⑳ 障害者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分
	⑲ 配偶者 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉑ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分	㉒ 勤労学生 形態 別居の場合住所を記入 国外区分

16歳未満の扶養親族: H20.1.2~R5.12.31 特定: H13.1.2~H17.1.1 老人: S29.1.1以前
※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、下記全ての日本語の書類を提出してください。
I 親族関係書類 II 送金関係書類 III (30歳以上70歳未満の場合) 留学ビザ等書類または38万円以上送金書類※障害者控除を受けている者を除く

⑦ 所得金額調整控除に関する事項(給与収入が850万円を超える人が対象)

氏 名	続柄	生 年 月 日	特別障害者	個人番号
		明・大・昭・平・令		

⑧ 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生 年 月 日	月数	専従者控除額	個人番号
		明・大・昭・平・令		円	

⑨ おたずね欄(令和5年中に所得がなかった、または雇用保険・遺族年金・障害基礎年金を受けた場合に記入)

※所得がなかった人も、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、児童手当、保育料助成、公営住宅入居等のための基礎資料として申告が必要です。

非課税の人には納税通知書等を送付していません。

☐ 1. 下記の人から扶養または援助を受けていた。 氏名 続柄 住所 電話	
☐ 2. 下記(○で囲んでください)を受給していた。 障害基礎年金・遺族年金・傷病年金・雇用保険(失業等給付・育児休業給付他)・労災保険・生活保護(生活扶助) その他() 期間 令和5年 月 から 月 まで 受給額 円	
☐ 3. 海外に居住していた。(海外に居住していたことが証明できる書類(パスポートの写し等)を提出) 期間 年 月 から 年 月 まで 国名: 滞在目的 仕事・留学・その他()	
☐ 4. 預貯金で生活していた。	
☐ 5. その他(1~4のいずれにも該当しない方は令和5年中の生活手段について具体的に記入してください。)	

裏面

源泉徴収税額がある方は、確定申告が必要な場合があります。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	品川区広町2-1-36				住所又は居所	品川区広町2-1-36			
氏名	品川 太郎				氏名	品川 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
	4820000	3316000	2300000	51800					
(源泉控除対象配偶者の有無等)	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)	非居住者である別居親族の数				
	0	1	1	1	1				
⑫	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
	200000	60000							
(摘要)	1								
生命保険料の金額	30,000	旧生命保険料の金額	60,000	介護保険料の金額	20,000	国民年金保険料の金額		国民年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除の額		居住開始年月日(1月1日)		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
⑮～⑳	シナガワ ハナコ	品川 花子	区分	01	シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑮	シナガワ イチロウ	品川 一郎	区分	01	シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑯	シナガワ ジロウ	品川 二郎	区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑰			区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑱			区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑲			区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
中途就・退職	年	月	日	元	号	年	月	日	
	5			昭和	28	12	16		
支払者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)								

源泉徴収票の内容を申告書に転記してください

※青の記号(カ・キおよび丸数字)は特別区民税・都民税(住民税)申告書の記入欄の各記号に対応しています。

・控除を追加する場合

→特別区民税・都民税(住民税)申告書に源泉徴収票に記載された控除をすべて転記したうえで、追加する控除をご記入ください。

※扶養親族氏名等の転記もれにご注意ください。申告書に記入がない親族については、扶養が否認される場合があります。

※必要に応じて証明書原本等を提出してください。

・控除を訂正する場合

→特別区民税・都民税(住民税)申告書に訂正後の控除を記入し、用紙左上の余白に訂正内容を具体的に記入ください。

・支払金額に誤りがある場合

→源泉徴収票の発行元に訂正をご依頼ください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票 (勤務先で発行)

※勤め先が複数で、源泉徴収票が複数枚ある方は「支払金額」の合計額を「カ」欄に記入してください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	品川区広町2-1-36				個人番号	品川 太郎			
氏名	品川 太郎				氏名	品川 太郎			
区分	支払金額	年金控除後の金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額					
	1	316	614						
所得控除第203条の3第1号・第4号適用分									
所得控除第203条の3第2号・第5号適用分									
所得控除第203条の3第3号・第6号適用分									
本	人	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の額				
	0	1	1	1	14850				
⑫	シナガワ ハナコ	品川 花子	区分	01	シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑮	シナガワ イチロウ	品川 一郎	区分	01	シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑯	シナガワ ジロウ	品川 二郎	区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑰			区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
⑱			区分		シナガワ ヒロコ	品川 広子	区分		
支払者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)								

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票 (年金機構等で発行)

「振込通知書」ではなく「源泉徴収票」を転記・提出してください。

① 収入金額等 および ② 所得金額欄の説明

カ および ⑥ 給与

俸給、給料、賃金、歳費、賞与、職人の手問賃等の収入の合計額を指します。

「カ・給与収入」欄には、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄の金額を記入してください。

「⑥・給与所得」欄は記入不要です。

※勤め先が複数で、源泉徴収票が複数枚ある方は「支払金額」の合計額を「カ」欄に記入してください。

※アルバイト・パート等で源泉徴収票のない方は申告書裏面⑩へ記入し、合計額を「カ」欄に記入してください。

参考：源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が右表の給与所得です。
複数の給与収入がある場合は、「支払金額」の合計額を計算してから給与所得を求めます。

参考：給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
詳細は9ページをご参照ください。

$$B = A \div 4 \text{ (千円未満切捨)}$$

給与収入の金額 = A	給与所得の求め方
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	A - 1,950,000円

キ・ク・ケ および ⑦ 雑（公的年金等・業務・その他）

厚生年金、厚生年金基金、国民年金、恩給等の収入を指します（遺族年金・障害基礎年金等は除く）。

「キ・公的年金等収入」欄には、「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」欄の金額を記入します。「⑦・公的年金等所得」欄は記入不要です。

複数の年金を受給している方は「支払金額」の合計額を「キ」欄に記入してください。

参考：公的年金等所得は、右表のとおりです。
年齢により所得の求め方が変わるのでご注意ください。
（右表は公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得（※）が1,000万円以下の場合となります。）

参考：受給者の年齢が65歳以上であるかどうかの判定は令和5年12月31日の現況によります。なお、年の途中で死亡または出国した場合は、その時点での現況によります。

「ク・業務収入」欄には、原稿料、シルバー人材センターからの配分金、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入を記入します。

「ケ・その他雑収入」欄には、生命保険契約等に基づく年金、互助年金など上記以外の収入を記入します。

「⑦・その他雑所得」欄…収入を得るために支出した必要経費は、申告書裏面⑩に記入してください。

年金収入額 = C	公的年金所得の求め方
【65歳以上の方】（昭和34年1月1日以前出生）	
～ 3,300,000円	C - 1,100,000円
3,300,001円 ～ 4,100,000円	C × 75% - 275,000円
4,100,001円 ～ 7,700,000円	C × 85% - 685,000円
7,700,001円 ～ 10,000,000円	C × 95% - 1,455,000円
10,000,001円 ～	C - 1,955,000円
【65歳未満の方】（昭和34年1月2日以降出生）	
～ 1,300,000円	C - 600,000円
1,300,001円 ～ 4,100,000円	C × 75% - 275,000円
4,100,001円 ～ 7,700,000円	C × 85% - 685,000円
7,700,001円 ～ 10,000,000円	C × 95% - 1,455,000円
10,000,001円 ～	C - 1,955,000円

次の場合は、上記表で求めた所得に別途以下の金額を加算します。
（※）が1,000万円超2,000万円以下：+10万円
（※）が2,000万円超：+20万円

ア・イ および ①・② 営業等

卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業等、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる収入・所得を指します。

申告書裏面⑩に記入してください。

必要経費

租税公課、雇人費、地代、事業用固定資産の損失、減価償却費など、収入を得るために支出した経費。

ウ および ③ 不動産

地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶などによる収入・所得を指します。

申告書裏面⑩に記入してください。

必要経費

修繕費、損害保険料、固定資産税、減価償却費、借入金利子など。

エ および ④ 利子

一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。

ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。

必要経費はありません

オ および ⑤ 配当

株式等の配当（少額配当含む）、投資信託の収益などの収入・所得を指します。

源泉徴収がされていない配当所得がある場合は、申告が必要です。

申告書裏面⑩に記入してください。

必要経費

株式などの元本を取得するために要した負債の利子。

コ・サ・シ および ⑧ 総合譲渡・一時

機械・自動車・美術品など土地建物等を除く資産の譲渡所得がある場合。賞金、懸賞の当選金、競馬・競輪の払戻金、生命保険金などの一時的な収入を指します。

申告書裏面⑩に記入してください。

必要経費

譲渡した資産の取得費、設備費等譲渡に関して支出した経費や一時所得の収入を得るための経費。

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項の説明

⑩ 雑損控除 提出書類：災害関連支出の領収書・り災証明書等

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害や盗難、横領にあった場合、下の①、②のうちいずれか多い方の金額が控除されます。

- ① (損害金額) - (保険金等で補填される金額) - (総所得金額等) × 10% ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

⑪ 医療費控除 提出書類：明細書(10, 11ページを参照)、医療費特例控除の場合は健康保持や疾病予防の取組書類

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費等を支払った場合、次のいずれかの金額が控除されます。

申告書の「□医療費」または「□特定一般用医薬品等購入費」のいずれか一方に✓印を記入し、支払った金額等を記入してください。

また、別紙「医療費控除の明細書」をご自身で作成し、提出してください。※領収書や診療明細書は不可(領収書は自宅で5年間保管してください)。

医療費控除	(支払った医療費-保険金等で補填される金額) - (10万円、または総所得金額等×5%のいずれか少ないほうの金額) ※限度額200万円
医療費特例控除 (セルフメディケーション税制)	(支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等で補填される金額) - 12,000円 ※限度額88,000円

⑫ 社会保険料控除 提出書類：下記「③国民年金の保険料および国民年金基金掛金」のみ領収書・証明書の原本

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために次の社会保険料を支払った場合、全額が控除されます。

- ①健康保険料・医療保険料(後期高齢者医療保険料を含む) ②介護保険料 ③国民年金の保険料および国民年金基金掛金
④厚生年金の保険料および厚生年金基金掛金 ⑤雇用保険の保険料 ⑥農業者年金掛金 ⑦船員保険の保険料 ⑧その他共済組合掛金

※親族等が受け取る公的年金等から天引きされた介護保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

- A.健康保険・医療保険・介護保険支払額** 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った社会保険料額
※「源泉徴収票の社会保険料控除額」は、「C.源泉徴収記載額」欄に記入してください。
- B.国民年金支払額** 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った国民年金支払額
- C.源泉徴収票記載額** 給与および年金の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額
- ※A・B・Cの合計額が、あなたが前年中に支払った社会保険料の額の合計額になります。

⑬ 小規模企業共済等掛金控除 提出書類：証明書の原本

前年中にあなたが支払った第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金がある場合、全額が控除されます。

※小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入掛金を含みます。

⑭ 生命保険料控除 提出書類：証明書の原本 ※旧契約の一般の生命保険契約のうち、支払額が9,000円以下のものは不要

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする契約の生命保険料・個人年金保険料等や掛金を支払った場合、右表により一般と個人年金と介護医療保険ごとに算出した合計額が控除されます(限度額70,000円)。

※右表新契約と旧契約の双方について適用を受ける場合、新契約と旧契約の一般・個人年金の各控除額をそれぞれ合計した金額となります。ただし、旧契約の控除額のみで新契約の限度額28,000円を超える場合は、旧契約の控除額が適用されます(限度額35,000円)。

控除額の求め方		支払保険料 = A	
【平成24年1月1日以後契約締結保険料等控除】（新契約）			
支払 保険 料	12,000円以下	控除 額	支払った保険料全額
	12,001円～32,000円		$A \times 1/2 + 6,000円$
	32,001円～56,000円		$A \times 1/4 + 14,000円$
	56,001円以上		28,000円
【平成23年12月31日以前契約締結保険料等控除】（旧契約）			
支払 保険 料	15,000円以下	控除 額	支払った保険料全額
	15,001円～40,000円		$A \times 1/2 + 7,500円$
	40,001円～70,000円		$A \times 1/4 + 17,500円$
	70,001円以上		35,000円

⑮ 地震保険料控除 提出書類：証明書の原本

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を対象にした地震保険契約等がある場合、地震保険料の掛金から分配金・割戻金等を差し引いた額が右表により控除されます。

※経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。

控除額の求め方		支払保険料 = A	
地震保険料のみの場合①		A	A × 1/2 (控除限度額 25,000円)
平成18年12月末までに締結した旧長期損害保険契約のみの場合②	5,000円以下	控除額	支払った保険料全額
	5,001円～15,000円		A × 1/2 + 2,500円
地震保険と旧長期の両方がある場合	15,001円以上	控除額	10,000円
	1つの契約で地震、旧長期の両方に該当する場合は、いずれかを選択		①で求めた金額 + ②で求めた金額 (控除限度額 25,000円)

⑯ 寡婦・ひとり親控除

前年12月31日現在、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がおらず、あなたの合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合、寡婦控除またはひとり親控除が受けられます。申告書の「□寡婦控除」または「□ひとり親控除」のいずれか一方に✓印を記入してください。寡婦控除に該当する場合は、発生日を記入し、死別・離婚・生死不明・未帰還のいずれかに○印を記入してください。

寡婦控除	いずれかに該当する場合 ・夫と死別後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離婚後婚姻をしていない方で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する方	控除額 26万円
ひとり親控除	現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明などで、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方 ※生計を一にする子とは、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限ります	控除額 30万円

⑰ 勤労学生控除 提出書類：在学証明書、または学生証等の写し(前年12月31日現在に学生であることの証明)

あなたが学校教育法等で規定された学校の学生で、給与所得などの勤労による所得があり前年中の合計所得金額が75万円以下で、配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、勤労学生控除が受けられます。在学する学校名を記入し、「勤労学生」を○で囲んでください。	控除額 26万円
--	----------

⑮障害者控除 提出書類：障害者手帳等の写し

前年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者(⑲※参照)や扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者である場合に控除されます。申告書の障害の種類を○印で囲み、障害の程度(級・度)の数字を記入してください。

障害者	身体障害者手帳(3～6級)・愛の手帳(3～4度)・精神障害者保健福祉手帳(2～3級)・要介護認定3(「障害者控除対象者認定書」の発行を受けている)の方、戦傷病者手帳を持っている方。	控除額 26万円
特別障害者	上記障害者のうち、成年後見人制度における成年後見人の方(法務局が発行する登記事項証明書により確認。)、身体障害者手帳(1～2級)・愛の手帳(1～2度)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・要介護認定4～5(「障害者控除対象者認定書」の発行を受けている)の方。戦傷病者手帳(特別～第3項症)、原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方。	控除額 30万円
同居特別障害者	特別障害者のうち、納税者、その配偶者または納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況とする方。	控除額 53万円

⑲配偶者控除・同一生計配偶者

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下の配偶者)は控除対象外ですが、配偶者に障害がある場合は、障害者控除が適用されます。また、住民税の非課税判定や各種福祉サービスに必要なため、申告してください。

前年12月31日現在(前年中に死亡した場合は死亡時現在)、合計所得金額が48万円以下(給与収入金額で103万円以下)のあなたと生計を一にする配偶者(専従者を除く)であなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、控除が受けられます。

申告書に配偶者の氏名・生年月日・個人番号(マイナンバー)、障害がある場合は障害の程度、同居または別居の区分(別居の場合は居住地を記入)、海外に居住する場合は国外居住区分に○印を記入してください。なお、配偶者が障害者である場合、⑮の障害者控除が適用されます。

配偶者控除	あなたの合計所得金額	900万円以下 (給与収入1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (給与収入1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (給与収入1,145万円超1,195万円以下)	1,000万円超 (給与収入1,195万円超)
	一般 S29.1.2 以降出生	33万円	22万円	11万円	0円
	老人 S29.1.1 以前出生	38万円	26万円	13万円	0円

⑳配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)以下で、生計を一にする配偶者(同一生計配偶者を除く)を有し、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与収入103万円超201万6000円未満)の場合、配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。

控除額は、配偶者の所得に応じて、また、あなたの所得に応じて段階的に減少し、あなたの所得が1,000万円を超えると控除の適用が無くなります。

配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。

「所得」＝「収入」－「所得控除」

※給与所得、年金所得の求め方は、6ページを参照。年金と給与、それ以外の所得がある場合はそれぞれの所得を求めて合計してください。

配偶者の合計所得金額 ※カッコ内は給与収入金額 単位：円	あなたの合計所得金額 単位：円		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
480,001～1,000,000 (1,030,001～1,550,000)	33万	22万	11万
1,000,001～1,050,000 (1,550,001～1,600,000)	31万	21万	11万
1,050,001～1,100,000 (1,600,001～1,667,999)	26万	18万	9万
1,100,001～1,150,000 (1,668,000～1,751,999)	21万	14万	7万
1,150,001～1,200,000 (1,752,000～1,831,999)	16万	11万	6万
1,200,001～1,250,000 (1,832,000～1,903,999)	11万	8万	4万
1,250,001～1,300,000 (1,904,000～1,971,999)	6万	4万	2万
1,300,001～1,330,000 (1,972,000～2,015,999)	3万	2万	1万

㉑扶養控除(16歳未満扶養親族を除く)

前年12月31日現在(前年中に死亡した場合は死亡時現在)、あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が48万円(給与収入103万円)以下の場合、扶養控除が受けられます。なお、扶養親族が障害者である場合、⑮の障害者控除が適用されます。申請書に扶養する親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号(マイナンバー)、障害がある場合は障害の程度、同居または別居の区分(別居の場合は居住地を記入)を、海外に居住する場合は国外居住区分に○印を記入してください。※国外居住親族については右ページをご参照ください。

①老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた方	控除額 38万円
②同居老親等扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた方で、あなたまたは配偶者の直系尊属で同居を常況としている方	控除額 45万円
③特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日までの間に生まれた方	控除額 45万円
④その他の扶養親族	上記①～③以外	控除額 33万円

16歳未満の扶養親族

前年12月31日現在(前年中に死亡した場合は死亡時現在)、あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族(平成20年1月2日以降に生まれた方)の合計所得金額が48万円以下の場合、記入してください。なお、扶養親族が障害者である場合、⑮の障害者控除が適用されます。

申告書に扶養する親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号(マイナンバー)、障害がある場合は障害の程度、同居または別居の区分(別居の場合は居住地を記入)を、海外に居住する場合は国外居住区分に○印を記入してください。※国外居住親族については右ページをご参照ください。

㉒基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて、右表のとおり控除されます。ただし、合計所得金額が2,500万円を超えると適用されません。

合計所得金額	基礎控除額
～2,400万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

国外居住親族の扶養控除等について

配偶者控除 配偶者特別控除		提出書類(○は必要)	
		親族関係書類 ※1	送金関係書類 ※2
配偶者		○	○

扶養控除 ※前年12月31日時点の年齢		提出書類(○は必要)		
		親族関係書類 ※1	送金関係書類 ※2	その他の書類
29歳以下または70歳以上		○	○	—
30歳以上 69歳以下	(1) 留学生	○	○	留学ビザ等書類 ※3
	(2) 障害者	○	○	(障害者控除の要件どおり)
	(3) その他	○	○ ※親族1人につき 38万円送金書類 ※4	

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、以下の書類の提出が必要です。

- ※1「親族関係書類」とは以下のいずれかの書類です。
- ①戸籍の附票等および国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 - ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載のある書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）
- ※2「送金関係書類」とは以下のいずれかの書類で、その年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払に必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ①金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
 - ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をその所得者から受領したこと等を明らかにする書類
- ※3「留学ビザ等書類」とは以下のいずれかの書類です。
- ①外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
 - ②外国における在留カードに相当する書類の写し
- ※4「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、居住者から国外居住親族である各人へのその年における生活費または教育費に充てるための支払いの金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- ※書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文の提出または同封が必要です。また、翻訳文には訳者の氏名・住所・連絡先の記入をお願いします。
- ※詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

5 寄附金に関する事項の説明

提出書類：寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等

前年中にあなたが次の寄附金を支出した場合、一定の割合で控除されます。申告書の該当欄に寄附金額を記入してください。

- ・都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）
- ・東京都共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金
- ・住民の福祉の増進に寄与する寄附として東京都または品川区の条例で定める寄附金

※「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する書類を提出している方で、所得税の確定申告や住民税の申告をする場合は、ワンストップ特例の適用外となりますので、確定申告書や特別区民税・都民税申告書で寄附金控除の申告をする必要があります。

6 給与所得 および 公的年金等に係る所得以外の住民税の納税方法

希望される納税方法の□欄に✓印を記入してください。

普通徴収 ⇨ 年税額を年4回（6月、8月、10月、翌年1月）に分けて自分で納付する方法

特別徴収 ⇨ 年税額を年12回（6月～翌年5月）に分け、会社の月々の給与から差し引く（給与天引）方法

※ただし、給与所得者や年金所得者の方は、個人の申し出により徴収区分を選択することができない場合があります。

7 所得金額調整控除に関する事項の説明

次のいずれかまたは両方に該当する場合、下表より算出した金額が給与所得より控除されます。

適用要件に該当する場合は申告書にあなたもしくは扶養親族の氏名等を記入してください。

適用要件	控除額
① あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合	{給与等の収入額(最高1,000万円) - 850万円} × 10%
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	{給与所得控除後の給与等金額(最高10万円) + 公的年金等の雑所得金額(最高10万円)} - 10万円

8 事業専従者に関する事項の説明

事業専従者の「氏名・続柄・生年月日・専従月数・専従者控除額・個人番号（マイナンバー）」を記入してください。

事業専従者……あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族を扶養にしないで、あなたの事業に専従させた期間が年間を通じて6ヶ月を超える場合は、専従者控除としての金額が事業収入金額から必要経費として控除されます。

上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の一致

令和4年度税制改正にて、令和6年度から所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。

※前年度までで所得税と住民税の繰越損失額が異なる場合、住民税における繰越損失額が適用されます。

医療費控除の明細書の書き方

「医療費控除の明細書」の作成が必要です。 次ページをご参照ください。

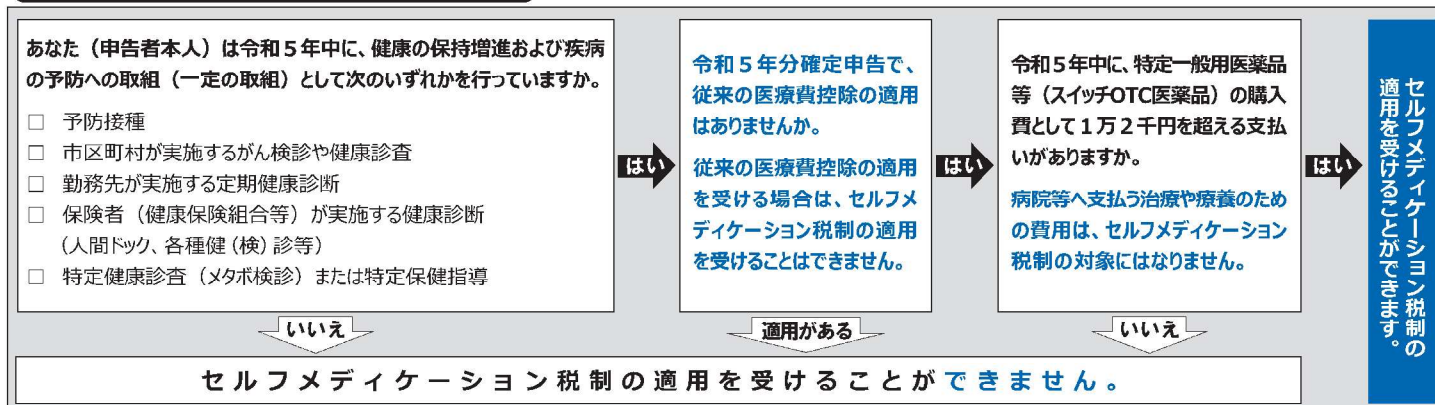
■ 提出書類

- 別紙「医療費控除の明細書」 ※領収書や病院・薬局で発行される「診療明細書」では控除は受けられません。
- 医療費通知（原本） ※明細書の「① 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類

◎ 寝たきりの方のおむつ代	▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」 ※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている方は、市町村が交付するおむつ使用の確認書等でも可
◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金	▶ 温泉療法証明書
◎ 指定運動療法施設の利用料金	▶ 運動療法実施証明書
◎ ストマ用装具の購入費用	▶ ストマ用装具使用証明書
◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	▶ 医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）
◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	▶ 処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）
◎ 市町村または認定民間事業者による在宅療養の介護費用	▶ 在宅介護費用証明書

セルフメディケーション税制の明細書の書き方

セルフメディケーション税制適用チェックシート



健康の保持増進および疾病の予防として①一定の取組を行う方が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る②特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

■ セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

- 詳細は品川区のホームページをご参照ください。
- セルフメディケーション税制対象品目一覧については、厚生労働省のホームページで確認できます。

■ 提出書類

- 「セルフメディケーション税制の明細書」 ※領収書や病院・薬局で発行される「診療明細書」では控除は受けられません。
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※注）

※①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限りです。例えば次の書類です。

- ◎ インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
- ◎ 市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- ◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称または「勤務先（会社等）名称」が記載されているもの）
- ◎ 特定健康診査の領収書または結果通知表（特定健康診査」という名称または「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されているもの）
- ◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されているもの）

※この枠内の領収書は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類を指します。

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗りまたは切り取りなどをした写しで差し支えありません。

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

■医療費控除を申告される方へ

領収書

〇〇様

〇〇〇〇円

診療明細書

〇〇様

レントゲン 〇点

初診 〇点

領収書および診療明細書は 提出しないでください

※領収書は自宅で5年間保存してください。
(区役所から求められた場合、提示または提出いただきます。)

**令和6年度（令和5年分）
医療費控除の明細書**

要提出

1. 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2)	(3)
▲▲▲円		

2. 医療費（上記1以外）の明細

氏名	病院・薬局名	区分	支払金額	補填金額
品川太郎	D 診療所	☒ ☐	●●円	
〃	E 歯科	☒ ☐	●●円	
品川花子	D 診療所	☒ ☐	●●円	
〃	E 歯科	☒ ☐	●●円	
2の合計				
医療費の合計			A	B

医療費通知
(医療費のお知らせ)

要提出

氏名	病院・薬局名	支払金額
品川太郎	A 医院	〇〇円
品川太郎	B 病院	〇〇円
品川花子	C 薬局	〇〇円
合計		▲▲▲円

医療費通知の金額を 1. 医療費通知に関する事項の「(1) 医療費通知に記載された医療費の額」に記入のうえ、同封してください。

領収書 令和5年12月1日

品川太郎 様

D 診療所	合計 ●●円			

領収書を参照し記入します。

※領収書は自宅で保存してください。

医療費通知を提出しない場合や医療費通知に記載されていない場合は、医療費控除の明細書の「2. 医療費（上記1以外）の明細」に記入してください。

※支払った医療費の額の記入は、「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。支払先ごとに、1行でまとめて記入してください。

※令和5年1月1日から12月31日までの間に支払った医療費が対象です。令和4年中に支払った医療費通知は記入しないでください。

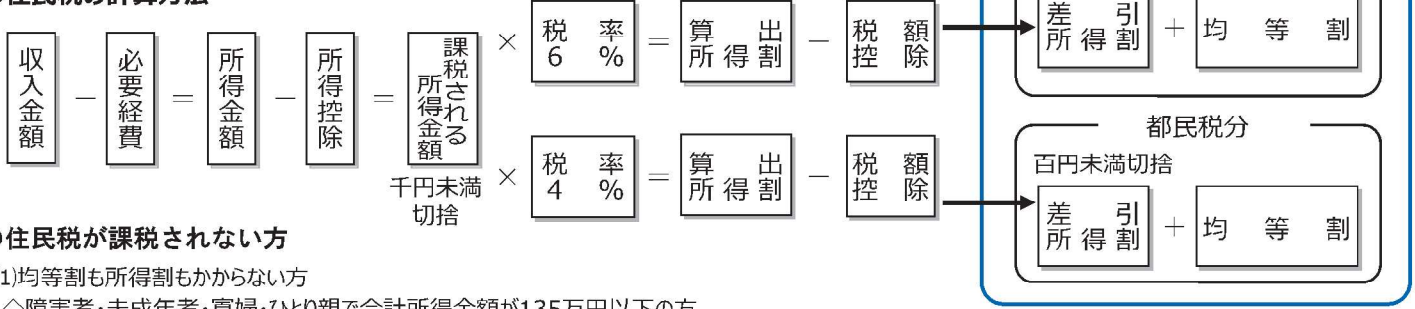
※タクシー代は医療費控除の対象になりません。(病状からみて急を要する場合や、電車、バス等の利用ができない場合を除く。)

住民税のしくみ

○住民税の内訳

住民税は「特別区民税」と「都民税」に分かれており、この2つを合算した税額が「年税額」となります。このうち、対象の方に一律に課税される「均等割」と、所得に応じて課税される「所得割」があります。

○住民税の計算方法



○住民税が課税されない方

- (1)均等割も所得割もかからない方
 - ◇障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の方
 - ◇生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ◇同一生計配偶者または扶養親族がいない方で合計所得金額が45万円以下の方
 - ◇同一生計配偶者または扶養親族がいて、次の条件にあてはまる方
合計所得金額 ≤ (同一生計配偶者および扶養親族数の合計数 + 1) × 35万円 + 31万円
- (2)所得割のかからない方
 - ◇同一生計配偶者または扶養親族がいて、次の条件にあてはまる方
合計所得金額 ≤ (同一生計配偶者および扶養親族数の合計数 + 1) × 35万円 + 42万円

○税額控除

算出所得割額から差し引く金額です。
(調整控除)
所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、区民税・算出所得割と都民税・算出所得割から次の金額が減額されます。
なお、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。

《住民税の合計課税所得金額（課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合》
次の①と②のいずれか小さい金額の5% ①所得税との人的控除額の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額

《住民税の合計課税所得金額が200万円超え～2,500万円以下場合》
〔人的控除額の差の合計額 - (住民税の合計課税所得金額 - 200万円)〕の5% ※ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

人的控除の差 一覧 (単位：万円)			基礎	その他	特定	老人	同居 老親	あなたの合計所得	配偶者 一般	配偶者 老人	配偶者特別			
			5	5	18	10	13				配偶者の合計所得金額			
											48万円超	50万円未満	50万円超	55万円未満
障害	特別 障害	同居 特別障害	寡婦	ひとり親 (母)	ひとり親 (父)	勤労 学生	900万円以下	5	10	5	3			
							900万円超 950万円以下	4	6	4	2			
1	10	22	1	5	1	1	950万円超1,000万円以下	2	3	2	1			

(配当控除)

総合課税の配当所得がある場合、次の表により算出した金額が税額から控除されます。

課税される所得		1,000万円以下の部分の総合課税の配当所得		1,000万円を超える部分の総合課税の配当所得	
		(区)控除率	(都)控除率	(区)控除率	(都)控除率
総合課税の配当所得の種類					
利益の配当等		1. 6%	1. 2%	0. 8%	0. 6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0. 8%	0. 6%	0. 4%	0. 3%
	外貨建等証券投資信託	0. 4%	0. 3%	0. 2%	0. 15%

(住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除))

平成26年から令和5年の間に入居しており、令和5年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある場合、所得税から控除しきれなかった額がある方を対象に税額から控除されます。
※この税額控除の適用を受けるためには、確定申告または年末調整の手続きが必要になるため、品川区への申告は原則不要です。

(寄附金税額控除)

特定の寄附金に対して、2,000円を超える金額について一定の割合で控除されます。

(外国税額控除)

外国に源泉がある所得については、その国の法令によって所得税・住民税が課せられるとき、国際間で二重課税を調整するため一定の方法により外国税額控除が適用されます。

(配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額)

所得割より控除しきれなかった額は、充当または還付します。

◎住民税と併せて森林環境税が賦課徴収されます

森林環境税は、国内に住所のある個人に対し、令和6年度より住民税均等割と併せて一人年額1,000円が賦課徴収されます。
なお、住民税均等割が非課税の方は、森林環境税も非課税となります。